

平成 23 年 3 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 23 年 3 月 18 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室	
出席委員	委員長職務代理者 望月 國男 委 員 高橋 照江 委 員 加藤 剛 教育長 金子 信夫	
欠席委員	委員長 高野 二郎	
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 教育総務部参事 熊澤 広明 教育総務課長 二階堂 敬 学校教育課長 三竹 芳則 教育指導課長兼 教育研究所長 高木 俊樹	生涯学習部長 露木 茂 生涯学習課長 横溝 昭次 スポーツ振興課長 井手 則夫 図 書 館 長 和田 義満 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育総務課庶務班 吉田 浩成
傍聴者	1 名	
会議次第	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	

望月委員長職務代理者

3月の定例教育委員会会議を開催いたします。
前回会議録の承認についてご質問、ご意見がございますか。
—特になし—

望月委員長職務代理者

前回の会議録を承認いたします。
引き続きまして、報告「(3) 臨時代理の報告について」及び「議案第15号 秦野市教育委員会委員の辞職について」は人事案件、報告「(6) 平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加について」、2つとも非公開とさせていただきます。報告「(12) 子どもの事件・事故について」は、個人情報が含まれているので、秘密会での取り扱いとしてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者

それでは、報告(3)、同じく(6)、同じく(12)、議

	案第15号は、秘密会での取り扱いといたします。 それでは、教育長の報告及び提案について、お願いします。 —教育長報告—
望月委員長職務代理者	それでは、ご意見、ご質問を受けたいと思います。(1)から(11)まであります。最初に、(3)を除いた(1)(2)(4)(5)について、ご意見、ご質問があったらお願いします。
加藤委員	定例会代表質問の村上議員の「(2) 道徳教育の推進について」です。質問要旨で、「子どもたちの徳目の欠如が明らかだが、教員は自信を持って道徳教育を行っているのか」とあるが、「徳目の欠如が明らか」であるという認識を議員がお持ちであった場合、「教育委員会としてもそれを認識しているのか」という意味合いに感じたが、質問に対する回答が記載されていないので、お答えいただきたいと思います。
教育指導課長	村上茂議員の趣旨としましては、道徳教育の学校現場における現状を問うたものと認識しています。道徳という授業実践について、道徳の考え方というのは変わってきているため、質問されたというように私は受けとめました。 それにつきましては、教育長のほうでお答えをさせていただきました。自信を持って道徳教育を行える環境整備を教育委員会はしなければいけないと考えております。
加藤委員	教材は教師の創意工夫により提供されているようだが、共通の教材がなく、ばらばらな教材で教育を行っているのですか。
教育指導課長	各学校には道徳の準教科書がございます。週1時間設定される道徳の時間に活用されるものが主でございます。また、「心のノート」を活用する場合があります。
望月委員長職務代理者	ほかにいかがですか。
高橋委員	定例会、予算特別委員会の速報のほうで、横山むらさき議員が栄養教諭について質問をされています。栄養教諭が1名担当したということだが、中学校区ごとのネットワークづくり、食育推進のための年間指導計画作成など、学校の中にとどまらず、外に向け食育を行う計画はされていますか。
教育指導課長	内側に重点を置いていることは確かでございます。しかしながら、今年度は、地域の教育懇談会、教育懇談会にて、食育の話をするという外向けのこともやっています。
高橋委員	外に発信するという必要ですので、今後ともよろしく願いいたします。
望月委員長職務代理者	今、栄養教諭は1名であるわけですが、今後の見通しについて

<p>教育総務部参事</p>	<p>てお願いします。</p> <p>栄養教諭の配置は、現状維持という状況です。1名の栄養教諭で市内すべての食育の担当は不可能と思っております。</p>
<p>望月委員長職務代理者 加藤委員</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>吉村議員の英語教育について、坡州市英語村への派遣事業が市民自治振興課で予算化されていますが、教育指導課のほうで予算要求して予算がつかなかったものと同じものですか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>教育指導課で出したものにはゼロで返ってきました。市民自治振興課で行う事業は、ややシステムは変わりますが、ほぼ同じ趣旨で行われるものでございます。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>派遣する生徒の選考などの運営は教育委員会が行うのでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>学校教育にも密接な関連がございますので、所管は別であっても、深い連携は必要であり、ご指摘の選考、あるいは事前の研修、啓発等は教育指導課もともに取り組む予定でございます。</p>
<p>望月委員長職務代理者</p>	<p>それでは、次のほうに移りたいと思いますが、(6)は秘密会です。(7) (8) (9) (10) (11)、ありましたらお願いします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>(4)で言い忘れたところがありまして、「幼小中一貫教育の取り組みについて」です。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>推進検討委員会の記録では、多くの保護者には一貫教育という言葉は浸透しているけれども、その先行きに不安感を持っている保護者も多いので、そこで説明をしてほしいという意見が何点か見られました。私も、多くの資料を見てきましたが、なかなか端的に理解ができていないところです。保護者の方々に今年度中に説明が必要であろうという意見がありましたので、どのような形で保護者の方々に理解していただくような説明を考えておられるか、教えていただければと思います。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>今年度中に全中学校区のPTAを対象にということは、今の時点では、まだ考えてりません。実際には、3ページの上から2番目にもご紹介してありますけれども、市P連の学習の場で説明をさせていただきました。幾つかの質問を受ける中で、PTA連絡協議会でも前向きに共にやっていきたいと回答をいただいております。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>また、この推進委員会の中では、幼稚園のPTA会長にも保護者として参加していただいております。そのPTAの代表の方から、年度内あるいは年度に入ってからすぐにまた幼稚園のほうの</p>

P T Aにも研修会で話をしてほしいという依頼をいただいて、日程調整が今後進むものと考えております。

また、新年度になりましたら、また9中学校区全体の先生方を集めた全体会を考えております。それを開催することについては、P T Aの役員さんにも紹介をしながら一緒に話し合っていこうと考えております。また、第3回の幼小中一貫教育推進検討会では、連携とか啓発ではなくて、協働でやろうというご指摘を多々いただきました。今のご質問とも重なると思いますが、教育委員会での取り組みを提示しながら具体的に考えていく必要があるものと考えております。

加藤委員

よくわかりました。

連絡会の記録でも、教育研究所の回答として、一貫教育の意義づけは議論の余地があるし、現状は連携の積み重ねで良いのではないかという意見もありました。非常に時間がかかると思いますが、保護者の注目度は高く、どういう経過をたどるのか注目されています。この一、二年注目されてくると思いますが、「教育委員会や学校は一貫教育の号令をかけているけれども、うちの子どもの小学校は中学校の先生がたまに来るぐらいで、これが一貫教育みたいだよ。」という風評が広まっていくことも多分に考えられます。保護者の皆さんは情報を欲しますので、細やかな情報公開をしていただければとお願いをいたします。

教育長

私も何度も前から言っていますが、幼小中一貫教育をやれば教育の問題が何でも解決するわけではなく、アプローチとして、切り口として捉えてもらいたい。小学校1年生の教科書から中学校3年までありますが、小学校7年、8年、9年というようなものにしておけば、みんなわかりやすいと思います。あるいは、同じ敷地の中にあって、小学校1年から中学3年までが一緒にいるなら分かりやすいが、そうではない中でやるので、9年間のカリキュラム、教育課程や学習計画を作れば分かりやすいと前から言っています。ところが今は、6年間と3年間に分かれている。それを9年間分のものに作り上げてしまえば、教科書も変わり、まずそれで教職員の意識が全然変わると思います。文科省がそこまで踏み切らないから、秦野市でできるのならやったらいいと思っていますが、研究所の今の力量ではそこまではできないとも思います。

もう一つには教職員の意識の問題があって、〇〇小学校の先生が自分の学校を卒業していった〇〇中学校の生徒を見たと

きに、卒業生なのに、街でたばこを吸っていても声もかけない、見て見ぬふりをするようでは困るわけです。逆に中学校の先生が、これから入学する地元の小学校の子どもが道路で危なかったら、もちろん注意はするけど、何か別組織の意識でいるんです。だから、その地域の子どもであり、小学校であろうが中学校であろうが、教員たる者、私の学校の子どもだという意識を持ってもらいたい。そうすると、子どもと接触する機会が多くなり、子どもとコミュニケーションする機会も増え、子どもの理解が進む。そういう中で発達に応じた指導というのがうまくいくに違いないと思いますし、それしかないというのが私の持っているイメージです。

ところが、まだ小学校は小学校、中学校は中学校で、極端な悪い例を言うと、小学校で卒業させた中学生が何かすると、小学校の先生は「中学校で悪くした」と言って、中学校の先生にしてみると「小学校で指導をしないから、こんな中学生になってしまった」、こういうことが昔は多かったんです。

今、指導課長にいろいろと答えてもらっていますが、気合いだけ入れてもだめなものはだめなので、制度的に自然にそうならざるを得ない状況をつくらないと、そう簡単に人の意識って変わらないですね。だから、小中も併任辞令を出してほしいとお願いしていますが、全国的にというか、神奈川県ではほとんど出していないので、県教委が出さないのです。今回は少し出ますので、これがどのような結果をもたらすかということもあります。

あと、幼小中一貫教育というのはこのワンパターンしかないというものにこだわり過ぎずに、学校校舎施設一体型の一貫教育もあれば、近接型の一貫教育もあり、分離型の一貫教育もある。そのような幾つかのパターンというものを市民の人にも保護者にもよく理解してもらって、それに対して自信を持って答えられるような制度設計をもう一回きちんとしないとだめだということはお指摘のとおりだと思います。それには、そういうことをきちんと理解した人が旗を振らないと無理です。みんな勝手なこと言ったら、ばらばらになるという気がします。

よろしいですか。

やはり、教育長がおっしゃるように、目的がはっきりしていて、その目的のために幼小中一貫教育が必要であれば、自然にその方向に寄っていくと思います。私たちからは、教育の連続性を持たせるとか、イメージはわかりますが、なかなか、具体的

望月委員長職務代理者
加藤委員

教育長

に分かりにくいところがありますので、非常に難しいと思います。目的と、あくまでも手法である幼小中一貫教育がなかなかリンクしにくい、見えにくいというところがありますので、ここは本当に議論の余地が多分にあるところだと思いますので、きっちりと詰めていかなければいけないという気がします。

先ほどの道德の問題もそうです。幼稚園のころに、例えば、親切にしましょうとか、きちんとしましょうとか、ルールを守りましょうという指導はあるわけです。その連続で線上にずっとあるわけですが、求める価値がだんだん高尚になったり複雑になったりすることがあります。そういうことがつながっていけばいいのです。だから、3歳、4歳のときにきちんとしつけをしない子どもに、中学に行って急にしつけをしたって無理なのです。本来なら、一貫教育などやらなくても、教育に携わる人間なら意識しなければいけないことだけど、どうもその辺がぶつ切りになっているので、整理したいという気はあります。

二宮金次郎さんの話は幼稚園の子だってわかりますが、漢字がいっぱいあるのだったらわからないでしょう。だけど、中学生になったら、二宮金次郎じゃなくて、二宮尊徳という言葉で「推譲」という言葉も理解できるわけです。だから、幼稚園には幼稚園なりのアプローチの仕方がありますが、そのような一貫性のあるものを教員側がきちんと意識するということをねらっています。私が色々なことを言うとかえって現場が混乱するみたいで、少し反省しています。

望月委員長職務代理者

幼小中一貫教育については、教育制度の問題で大きな改革の1つだと思います。それに対して、今、教育長が話していたように、意識の改革が一番大変なんですね。ただ、今年度振り返ったときに、幼小中一貫教育の検討委員会とか、あるいは中学校区でこのようにして話し合いの場を設けたのは、初めてですね。

教育指導課長

はい。

望月委員長職務代理者

ですから、振り返ってみると、遅々たるものではありますが、地道に取り組んだということは、私自身検討委員の一員としてそう思います。少しずつ整理しながら、本市は何を志向し、何を目指すのか、そのための内容はどのようなものか、どんなアプローチの仕方をするのか。もちろん、地域、学校によっていろいろと実態は違っていきますけれども、そのようなものを少しずつ整理してまとめ上げる時期かなと、思っているわけです。そうすることによって、保護者も少しずつ理解をしてくる

だろうし、あるいは学校現場に携わっている先生方も少しずつ理解が深まってくると思います。私は、「共通理解がまずできているな。次は何なのか、共通姿勢、共通行動かな」ということを資料を見て思ったわけでありましてけれども、この検討委員会は来年も引き続きやるんですね。

教育指導課長
望月委員長職務代理者

はい、実施いたします。

担当の教育指導課は、非常に大きな改革の問題だけに大変だろうということは非常にわかりますけれども、整理するというようなことについて、またよろしくお願ひしたいと思います。

高橋委員

ほかにどうでしょうか。

同じく一貫教育ですが、教育委員会の中では、前年度10月に教育プランとの兼ね合いで、一貫教育の話はご説明をいただきましたので、それなりに理解はできていると思います。ただ、PTAなどにおろす場合には、普通、幼小中一貫教育というと、幼稚園と小学校、小学校から中学校、その間をうまくやるのが一環教育なのだという概念が強いと思うんですね。それで、今年は初年度に当たりますが、もちろん、なめらかな連結とよく言われるように、秦野の教育には秦野教育プランに沿って目標がありますが、説明するときはもっと具体的に、その目標に向かってまず初年度はこのような取り組みを行いたいなど、少し具体的な何か、全市を挙げて1つでもいいので、あるとわかりやすいというような気がします。目標はもう定まっていますので、それに対するアプローチというのはさまざまあると思います。1つは、秦野市全体で取り組む方策があつて、あとは各学区の特色をあわせてさまざまな取り組みを行っていただくというようなことになると思うのですが、1つ、教育委員会でも具体的に提示できるとよりわかりやすいという気もするのですが、いかがでしょうか。

教育指導課長

ありがとうございます。

そのためには、今まで小中の一貫教育で推進研究をしていたいただきました例えば渋沢中学校、あるいは、幼と小学校の一貫制をやってきた末広や鶴巻、西や大根の研究の成果の中から、どこの中学校区も共通でやっていきたいと思いますということを提起する必要があると思います。さらにまた、委員ご指摘のとおり、あくまでも学校の特色、地域の特色の中でつくり上げていく中で、現在、2つのメニューを候補に提示し、やっているところですから、もう少しその辺を明確に具体的な目標というような認識の中でやるように図っていきたいと思います。

望月委員長職務代理者	<p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>(6) から (11) まで、どうでしょうか。</p>
加藤委員	<p>資料8の多忙化のレポートに関してですが、非常に現場の生々しい声が集められていまして、また提言としてもかなりわかりやすくまとめられていると思います。これは議会での指摘もあってというお話が教育長からありましたけれども、配布先はどの辺を考えているのですか。</p>
教育指導課長	<p>このレポートは1,000部ほど印刷をさせていただいております。それで、まず、幼稚園、こども園、小中学校の全教職員、それから市議会議員の方々、さらには市役所の関係職員もそうですけれども、近隣の教育委員会とそれから市P連や幼稚園PTA連絡協議会の方々、あるいは関連団体、さらにある程度マスコミのほうにもこういう存在を紹介していきたいと考えております。</p>
加藤委員	<p>ぜひ保護者にもと申し上げようと思ったんですけれども、市Pの関係にもということなので、引き続きよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>あとホームページはどうですか。</p>
教育指導課長	<p>失礼しました。これは、前回のいじめ・不登校を扱ったレポートもそうですけれども、教育委員会のホームページにアップします。</p>
望月委員長職務代理者	<p>ほかにいかがですか。</p> <p>それでは、ないようですので、次に議案に入ります。</p> <p>「議案第7号 平成23年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」の説明をお願いいたします。</p> <p>—教育指導課長より説明—</p>
望月委員長職務代理者	<p>これについては教育プランでもかなり議論をしてきたところでもありますけれども、ここで特別何かありますか。</p> <p>—特になし—</p>
望月委員長職務代理者	<p>それでは、原案のとおり可決することにご異議ございますか。</p> <p>—異議なし—</p>
望月委員長職務代理者	<p>よって、議案第7号は原案どおり可決されました。</p> <p>続きまして、「議案第8号 生涯学習推進計画について」の説明をお願いいたします。</p> <p>—生涯学習課長より説明—</p>
望月委員長職務代理者	<p>これも今まで何回か議論を重ねているわけですがけれども、特段何かご質問、ご意見等はございますか。</p>

望月委員長職務代理者	<p>—特になし— それでは、「議案第8号 生涯学習推進計画について」原案のとおり可決をすることにご異議ございませんか。</p>
望月委員長職務代理者	<p>—異議なし— よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
望月委員長職務代理者	<p>続きます、「議案第9号 平成23年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、説明をお願いいたします。</p>
望月委員長職務代理者	<p>—教育総務課長より説明— ご質問、ご意見ありますか。</p>
教育長	<p>私はよくわからないので、これはむしろ行政の専門家にゆだねるのですが、ただし書きを米印にして四角で囲ってここに書いておくものなのですか。方針の中で、こういう書き方というのはあるのですか。中身ではなく、様式で気になったので、問題なければいいのですが。</p>
教育総務課長	<p>上が全体方針、下については附則というような形で、こういう書き方も問題はないと考えております。</p>
教育長	<p>例えば、大きい1、2、3にする必要はないのですか。</p>
教育総務課長	<p>全体の教育委員会としての幼稚園教諭の人事異動方針につきましては1、2でございます。3はそのただし書きというような形になりますので、こういう書き方になるかと思いません。</p>
望月委員長職務代理者	<p>採用する場合、採用試験をしますね。それは市長部局の担当ですね。それで、合格を出すのも全部市長部局。ことしは幼稚園がこのくらい新採用が必要ということを出して、そして、それを派遣してもらうということになるのですか。</p>
教育総務課長	<p>今、保育士の免許と幼稚園教諭の免許、両方を持った人を市長部局の人事課で採用試験をします。そのときに、来年度、幼稚園教諭が何人欠員しているか、保育園の保育士が何人欠員しているか、それに基づいて採用人数を決定します。その採用人数を決定した中で、幼稚園の定数で不足している部分について、その全体の中から人事課で、希望等もありますけれども、幼稚園に向いているだろうということで、4月1日の当日、教育委員会にその欠員部分の補充という形で異動させてくるという格好になります。厳密に言いますと、市長部局と教育委員会で採用が異なります。本来的には、昔は教育委員会採用というものもありました。それを今、秦野市の人事課ですべて採用して、それを市長部局から教育委員会へ出向させるということがワンクッションとしてあります。手続的には省いております。</p>

けれども、それで市長部局から教育委員会へ出向させて、そこで今度は教育委員会の総務課が幼稚園職員の異動についての辞令を出しています。

望月委員長職務代理者 例えば、管理職の人事異動がありますね。こちら幼稚園はこうだというような案を立てて、人事課と調整するということですか。

教育総務課長 幼稚園に配属されますと、それ以降は教育総務課が人事権を持ちます。ですから、幼稚園教諭の幼稚園間の異動につきましては、教育委員会の辞令以降は教育総務課で異動させられるということになります。

望月委員長職務代理者 では、こども園から幼稚園に異動ということは、今まで、現実的にはあったのですか。

教育総務課長 こども園、幼稚園と保育園の人事異動は、交流をしましょうということで、過去にもやっています。その場合には、今このただし書きにありましたように、保育課、それから人事課、教育総務課と3者で集まりまして協議をさせていただいて、その中でこういう形でやろうという部分を協議するということが前段にございます。

望月委員長職務代理者 最後の決裁は教育長と市長部局の両方の合議になるのですか。

教育総務課長 一応、合議をとります。

望月委員長職務代理者 ほかに何かありますか。

それでは、「議案第9号 平成23年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第10号 公立幼稚園のあり方検討委員会設置要綱について」、説明をお願いいたします。

—教育総務課長より説明—

望月委員長職務代理者 何かありますか。

加藤委員 これまで、公立幼稚園のあり方に関して、この会議でもいろいろとお話はされてきたと思いますが、よく話をされるのが公立幼稚園の園児数の減少、私立の幼稚園のほうに園児が流れていっているという現状があります。公立の幼稚園としては、保育料が上がってもサービスを充実させて園児を呼び戻すのか、あくまで保育料の安さを維持しながら今の幼稚園をつづけていくのかというところ、やはり、しっかりと方向性を決めてい

かないといけないということは常日ごろ思っていて、非常に中途半端な印象を持っています。ぜひ、このあり方検討委員会において、その方向性をはっきりと出していただきたい。

もっと具体的に言うと、私立幼稚園を選択する二大理由は、バス通園と3年保育、1月のアンケートの結果にもこの2つの高い結果が出ましたけれども、これをどうしていくのかということ、これを明確にあり方検討委員会では議論していただきたいと思っているのですが、そういうところまで踏み込んでいく流れになっているのでしょうか。

教育総務課長

端的に言いますと、今の公共施設の再配置計画の中では、今後40年の間に公立幼稚園自身がどうあるべきか、なくなる方向性のような形での表現がされている部分があります。今、加藤委員さんが言われましたように、現状の中でも、就園率が50%弱ですから、そうすると半分幼稚園があればいいという考え方もあります。ただし、先ほどから言われています幼保小中一貫教育、これとの絡みの部分もありますので、全体としてどこに向かうか、それは、当然、3年保育、バス通園、それから給食ですとか、いろいろな問題すべてを一つ一つ議論していかないと今後の幼稚園のあり方がどうあるべきかということとはわかりません。すべて課題だと思っていますので、すべてを検討委員会の中に入れ込んでいくというように考えております。

加藤委員

幼稚園の公立、私立のそれぞれの園長先生、委員名簿を見させていただくと、各園長先生と当事者が半分になりますが、学識経験者等を多く入れたほうがいいと思います。

教育長

就園率の算出の仕方を説明してください。

教育総務課長

就園率につきましては、それぞれ小学校区13校区、幼稚園14学区に分かれています。その14学区に分かれた中を分け、そのエリアにいる4歳児、5歳児に対するそれぞれの園の4歳児、5歳児がどのくらい入っているかということで就園率を出しています。通常ですと、幼稚園の定員数に対してその幼稚園が何人入っているかが就園率です。秦野市の場合は園区にいるであろう4歳児の人数に対する就園率ということで出させていただいています。

教育長

鶴巻地区には、10人の4歳児、5歳児がいる。そのうち保育園に行っている人が3人、私立に行っている人が6人、公立は1人しか行っていない、こういう計算をしていると就園率は10%ですね。そうすると秦野には4歳、5歳の子どもがこれだけいる。そのうち公立幼稚園に行っている子は50%、残り

教育総務課長
教育長

の50%は保育園か私立だと考えていいですか。

はい。

定員ではないのですね。その50%の就園率は少ないと、50とは何だという話になるわけですね。では、50%の残りの子どもたちがどこに行っているか教えてください。

教育総務課長

まず公立幼稚園がおおむね50%です。保育園が残りの30%ぐらいになりまして、私立の幼稚園が20%です。家におられる人は数名ぐらいです。

教育長

そうすると、公立幼稚園50と私立幼稚園20だと。50対20なんですよ。これを公立幼稚園に不満足だというふうに判断するかですね。半分は公立幼稚園、だから、幼稚園を希望している70のうちの50ですから、相当なパーセンテージは公立幼稚園に来ていると判断すると、公立幼稚園にみんな来ているじゃないかというような言い方もできますが、20%は許せない、全部公立でとれという視点に立てば、確かに問題があるんですよ。だから、一体何が問題なのかあたりをきちんと洗い出さないと、このあり方検討委員会でやるときに、数字のマジックで、行きたいのに行けないのか、あるいは、無理やり公立に全員入れなきゃいけないものなのかというあたり、むしろ、部屋が空いていることが問題なら、それを問題にすべきです。問題の論点を絞らないと混乱するのではと私は懸念しています。

加藤委員

私も、全体の4歳児、5歳児のシェアをとらなきゃいけないという考え方は全くありません。以前に見せていただいた資料の中で、鶴巻なら鶴巻のキャパに対する園児数が相当少ないという資料を見せていただいたように記憶しているので、やはり、そこは費用対効果の面から考えなければいけないなと思いますし、その方向で検討していただきたいと思っています。

教育長

その辺の問題点の整理はできているのですか。

教育総務課長

この前、アンケートをさせていただいて、ご提示させていただきましたが、分析すると、公立の幼稚園については、みんなご家庭にいて、この短時間の部分で家に帰るのは問題ないですね。ところが、そういう方の中でも働きたいという方がふえてきました。それと、逆に言って、働かなきゃいけない保育園の保護者の部分では保育料が高い。本当は働かないで幼稚園に行きたい。ところが、時間が短いから働けない。そのような問題があの中には込められております。担当の幼稚園の園長を集めて聞くと、そこに真っ先に課題があるだろう。そうなりますと、

望月委員長職務代理者
教育総務課長

今、幼稚園は9時から初めて2時半で降園が、これが保育園と同等の延長時間になったらどうなるのか。そのような部分が第一順位のテーマになってくるのではないかと整理していますが、その実態で4歳、5歳、3歳の保護者にもう一度アンケート等をとって、具体的な問題点を投げかけて、もう一度課題を焦点化して整理をしようと考えています。

これは4月1日から施行しますが、いつまで行いますか。

整理がつくまでと思います。だから、23年度で終わらなければ24年度までいく。最後の附則のところには書いていますが、提言書を提出した日限りにおいて失効させる。ですから、課題を私のほうで整理して投げかけて、あり方検討委員会での提言が教育委員会会議に出てくるまでは継続して検討していく。ですから、逐次報告をさせていただいて、この部分についても提言がもらえとなれば、期限が際限なく延ばせるという格好でございます。

望月委員長職務代理者
教育総務課長

では、昭和63年度からの懇話会がありますよね。全部それは所期の目的を達成したから終わると。改めて、すべて幼稚園のことについてはここで議論していくということですか。

要綱の2ページの附則の部分の下に書いてございます。前に幼稚園教育懇話会について休眠状態ですというお話をしましたが、幼稚園教育懇話会自身は保育料の改定だけでしたので、幼稚園教育懇話会については要綱を廃止させていただき、こちらでの課題抽出に転換したいと考えております。

教育長

確認ですが、保育料の問題、就園奨励費の問題も、この第2条の(3)で扱うことができると判断するのですか。

教育総務課長

この要綱の中の幼児教育のあり方の検討に関することの中にそれを入れていきたいというようには思っております。

教育長

入るということですね。

教育総務課長

はい。

高橋委員

保育料のことも問題になると思いますが、幼稚園は親の所得に関係なく一律幾らと決まっていますよね。それとこの前の再配置計画などでも、1人の園児に対してどのくらいの税金が投入されているかということになると、大変な額です。一方、また保育園では親の所得に応じて保育料が段階的に変わってきます。そういうようなことも、保育料の改定を考えた場合に、今の保育料が高いか安いということ、保育園の保育料との比較とか、そういうようなことまでされるのでしょうか。

教育総務課長

予定としては、あり方検討委員会の下に、実務者部会、担当

者会議を組織してみたいというのはそこになります。

望月委員長職務代理者 ほかはどうですか。

—特になし—

望月委員長職務代理者 それでは、「議案第10号 公立幼稚園のあり方検討委員会設置要綱について」を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第11号 秦野市教育委員会請願等取扱要綱について」、説明をお願いいたします。

—教育総務課長より説明—

望月委員長職務代理者 いかがでしょうか。

教育長 確認ですが、請願等の取扱要綱を持っている教育委員会は県下ではどのぐらいありますか。

教育総務課長 今明確にあるのは藤沢ともう一市ぐらいです。あとは覚書程度の部分が2市ございます。

望月委員長職務代理者 どうでしょうか。

—特になし—

望月委員長職務代理者 それでは、「議案第11号 秦野市教育委員会請願等取扱要綱について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、「議案第12号 秦野市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正することについて」及び「議案第13号 秦野市教育委員会職員の人事事務、服務等に関する規程の一部を改正することについて」並びに「議案第14号 秦野市教育委員会事務決裁規程及び秦野市教育委員会関係施設防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」は関連する議案ですので、一括して説明をお願いいたします。教育総務課長

—教育総務課長より説明—

望月委員長職務代理者 これについて質問はありますか。

加藤委員 議案第12号で、部課の設置のところなのですが、教育部に置く中で、組織図では並列になっていると思いますが、教育研究所と図書館はこれには入らないものなのでしょうか。

教育総務課長 教育研究所は入れますけれども、図書館には、図書館条例というものがあり、そこで組織体系をつくっていますので、ここには入ってきません。

望月委員長職務代理者 ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長職務代理者 それでは、この件については1件ずつ議決いたしますが、まず「議案第12号 秦野市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正することについて」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第13号 秦野市教育委員会職員の人事事務、服務等に関する規程の一部を改正することについて」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第14号 秦野市教育委員会事務決裁規程及び秦野市教育委員会関係施設防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長職務代理者 よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

じゃあ、ここで暫時休憩いたします。

—休憩—

望月委員長職務代理者 それでは、再開いたします。

次に協議事項に入ります。

「(1) 教育委員会会議録について」、説明をお願いいたします。

—教育総務課長より説明—

望月委員長職務代理者 確認したいのですが、教育長報告を載せますよね。従来我々が審議しているのは、従来どおりにするということですね。

教育総務課長 それは、前回の教育委員会会議の中でも、十分その部分については全文筆記に近い形で載せている。ただ、横道にそれら部分などは削除させていただいています。それから、会議録の承認の部分で訂正がある部分を全部訂正してから会議録として上げていますが、内容的にはそういうやり方をしたい。私が今回協議事項としてこういうことを協議として提案させていただきますとかという部分が今まではなかったもので、そういうような部分を加えさせていただければ、全体の流れが非常にわかりやすくなるのではないかと。

秦野市議会は、すべてテープ起こしをして全文筆記をしてい

望月委員長職務代理者
加藤委員

教育総務課長

望月委員長職務代理者
加藤委員

望月委員長職務代理者

教育総務課長

望月委員長職務代理者

望月委員長職務代理者

望月委員長職務代理者

るんですね。教育委員会も、できたら、そういうふうに順次、全文筆記の部分でテープ起こしをしてやっていきたい。ただし、その後の、次の会議の中での訂正・削除というものが委員の承認の部分でありますので、その中で皆さんのほうで、この部分は余談になるから切ってくれと、そういうようにして縮めていく、こういう方向で全文筆記をしていくんだという方向を今後やっていきたいということでございます。

何か意見ありますか。

テープ起こしに関して予想される金額、契約料の増加とかは予定されてますでしょうか。

現状、協議事項の一番下でございますように、おおむね2時間程度の部分での予算をとっているんですね。現状、今、教育委員会会議につきましては4時間から5時間かかっています。ですから、おおむね倍の翻訳料が必要になると考えております。

100万ですか。

結構大きい感じはしますが、情報公開の時代なので、求められたところは情報公開を進めていくべきという気はします。

議会などの議論を見ても、かえって読みにくいですよ。ですから、要点で。要点をやるっていうのは、私もさんざんやりましたが、本当に大変なことなんです。だけど、読むほうについては非常にわかりやすいですね。これは議会ですから、全部というのはやむを得ないと思うんですけども、本当に、読んでみて全体を把握するというのは非常に時間がかかるものもあるんですね。しかし、これも仕方ないかなと個人的には思っているんですけどね。

あくまでも教育委員会会議の中で決めた会議録については、会議規則の中では、「支障がある、何にもわからないよ」というような状態が起こったとしたら、もとへ戻すという手順を踏んでいきたいと考えています。

ほかにございますか。

—特になし—

それでは、次に、協議事項の「(2) 学校開放の照明施設に関する事務を市長部局職員に補助執行させる協議書等について」、説明をお願いいたします。

—教育総務課長より説明—

特段、意見も質問もありませんか。

—特になし—

望月委員長職務代理者	では、次に「その他」の案件ですが、何かこれについてありますか。
	—教育総務課長より説明—
望月委員長職務代理者 加藤委員	何か質問ありますか。 地震発生時、学校に残っていた子どもは、教師が家に送り届けたということですか。
教育総務課長	学校に残っていた生徒については、安全を確保して、それぞれ保護者のところに帰した。それ以外は安全確認がとれませんでしたので、教師が一丸になり、確認をとったということでございます。
加藤委員	じゃあ、一人一人、親に直接引き渡したということですか。例えば、家が留守だった子をひとりで置いてきたりはしていないということですか。
教育総務課長	幼稚園につきましては、全部来てもらって渡した。小学校につきましては、集団で家まで行って、いるのを確認して渡したということ聞いております。
加藤委員	秦野は余り大きな余震は続かなかったんですけど、埼玉のほうでは完全に小学校も来て引き取ってもらう態勢をとったところがあつたようなので、送り届けるか完全に引き取りに来ていただくかという判断基準はありますか。
教育指導課長	それは難しいところで、いろんなケースが出てきています。今回は震度4というところで、学校からそれぞれの子どもの自宅までの間に環境的にある程度大きな支障を来たさない場合は、下校指導しながら引率するというような考え方、しかし、そのプロセスの間に何かしら支障を来たす場合、あるいは何かしらの事故・事件の可能性のある場合は引き取りにするというように、そういう考え方で学校は臨んでおります。ただし、それが明確になっていない、例えば、教育委員会にそのようなマニュアルみたいなものがあるかということ、それがまだ整備されていないところがございます、その辺は、教育研究所としましても、来年度の活動の中に、そういう学校の危機管理のことについての研究部会を設けることにしたところです。
望月委員長職務代理者 スポーツ振興課長	ほかにどうでしょうか。 地震の関係でございますが、スポーツ施設についてご報告させていただきます。おおね公園については、昨日の神奈川新聞によりまして被害があつたというような報道がございます、被害状況を説明させていただきますが、地盤の緩みというものがございまして、共通路と駐車場、あと多目的広場、テニスコ

一ト、それらに亀裂、隆起というものがございます。また、縁石等が倒れ、平板ブロック等を積んでいるのですが、そういったものが隆起しているという中で、きょうから業者等をふやしまして、復旧工事に当たっているという状況でございます。

今のところ、そういう状況の中で、公園内の散歩、通行については遠慮していただいて、閉鎖をしているという状況でございまして、この復旧工事が終了次第、平塚のほうから駅のほうへの通路ともなっていますので、開放していくのかなと考えております。

望月委員長職務代理者

ありがとうございました。

図書館長

図書館はどうか。大丈夫ですか。

私どもは大きな被害はなくて、地下の書庫で本が数十冊落ちた程度で済みました。

望月委員長職務代理者

公民館等はどうですか。

生涯学習課長

公民館等は、特に大きなあれはございませんでした。特に被害があったということはございません。

望月委員長職務代理者

ほかには。

教育総務課長

学校施設でございます。大きいところでは、北中学校、それから渋沢中学校、実は、建物と建物の間をつなぐエキスパンジョイントというものがあるんですね。これは、2つの建物を一緒にしていますと地震でずれちゃって破損する、ですから、ここをつないで、地震が来たときにここで地震を逃がすという、そのつなぎ目のところが一部ゆがみました。ただ、これについては応急修理をさせていただく部分で今検討していますが、それ以外のところでは大きな被害は小中学校ではございませんでした。おかげさまで、渋沢小学校、それから末広、西小学校、何か問題があるという報告は受けてございません。

望月委員長職務代理者

ほかにどうですか。

教育長

ちょっと途中からですみません。公共施設の使用規制について話はもう出ましたか。

教育総務課長

いえ。

教育長

今は当日の話が中心でしょうけれども、今幾つか報告があったように、公共施設でダメージを受けたところは、当然、使えないわけですね。教育委員会所管の公共施設はたくさんありまして、例えば、ここに課長がいますけど、スポーツ関係の施設、それから図書館、それから公民館、学校もそうなんですけど、一般市民の方が利用される図書館、スポーツ関係の施設、公民館、これを、今、計画停電がある中で、市民にどのように提供し、

あるいは、どのように使用を遠慮してもらうかという話が実はありまして、対策会議等の中では、夜間については、5時以降については、どの公共施設も使用についてはご遠慮願うということで、幾つか、特に公民館の場合なんかもそうなんですが、節電、電気をできるだけ使わないようにする。

それから、まだ大きな地震が起こる予知範囲に入っていますので、万が一そういったときの避難所としての場所を確保するというようなことなどで、一応、5時以降については遠慮願う。それ以外については、計画停電になったときには使えませんよというようなことで動いているわけです。

今ちょっと中座しましたのは、実は、きょう午前中に、生涯学習部関係の公共施設の担当者、部課長に集まっていたいて、今、皆さんもご承知のように、被災地を見ますと、燃料がない、電気はない、食料はない。寒い中、皆さんこらえている現実があります。そういう中、秦野市は、5時以降は使っていないんですが、昼間は電気も使えれば暖房も使える。それから、施設によっては、公民館などでダンスを踊ったりフラダンスをやったりカラオケを歌っているという。そこに行くまでの間に車を使ってガソリンを使っている。こういうことが果たして心情面でもあり得るのかというような疑問を私自身が持ちまして、担当の部課長に来てもらって、公民館の使用状況、スポーツ施設、図書館等について話を聞いたわけです。

私の気持ちとしては、市民の利便性を優先することもあるけども、ともかく節電と節水、それから、被災地のことをおもんぱかったときに、今、我々は自粛して、我々のできることは、募金もあるだろうけど、みずからの生活を少し律することによって、被災地のために少しでもガソリンや電気が向こうに行くように働きかけるのが本来の筋じゃないかということでお話をさせてもらいました。

生涯学習部、教育委員会所管の施設のここにいる課長さんたちは一定の理解を示していただいたんですが、教育委員会独自でそれをやりますと、ほかの市長部局の施設の問題もあります。公共施設でばらつきが出るということで投げかけましたところ、今、ちょっと中座している間に、副市長その他関係部の人と話をして、結論的に言うと、それはちょっと待ってくれということです。しばらく様子を見たいと。「力で使用を禁止するというようなことはいかがか」という声が強いですね。そんなものかなと思いつつ、教育委員会だけが「公民館はちよっ

と遠慮してくれ」とかやるのは難しいという結論で、私のほうは、納得したというよりも、教育委員会の施設だけが突っ走ることは必ずしもいいことでもないなと思いましたが、わかりましたという形で引いてきたのですが、ただ、あのテレビを見ようが見まいが、何万人という人が亡くなったりけがをしたり被災しているわけですし、普通の人でしたら、こういうときは、多分、カラオケを歌ったりフラダンスの練習をやっている、そんなに気持ちよくないだろうと思うんですね。それも昼間でも電気を使うわけですよ、トイレに行けば電気を使った水道が流れるわけで。

ですから、これだけはお願いしてきました。公共施設すべて、教育委員会もそうなんです、窓口で使用申請に来た方に対しては、できれば、節電、節エネルギー、節水という視点、それから、「被災地のことをおもんばかって、ご利用については自粛をお願いできればありがたい」のことは言ってほしいと。あるいは、そういう掲示物を出して市民の方の意識啓発もお願いしたらどうかと。ただ、どうしても使いたいというものについては、これはやむを得ないから、お貸しするのはやぶさかじゃないだろうということで、今、そのための啓発活動はいろんな場所で市のほうでやるということになりましたので。私は部課長にはこの話を今初めてしていますので、そういうことかと思うでしょうが。

来週になりましたら、また情勢が変わるかもしれないので、そのときはそのときで、もっと今よりひどい状況になった場合は悠長なことは言っていられないと思いますし。ただ、難しいなと思うのは、私が思うように感じる市民の方もいけば、「使えるものを使って何で悪い」というふうに、「そこまで公の力で規制するのは心外である」というようなエネルギーも、市民の声も片方にあるということで、みんなまとめて丸くおさまるということはなかなか難しいなとは思いますが。

公共施設については、そういうことですので、一応、ご報告しておきます。

望月委員長職務代理者
加藤委員

この件はいいですか。

公共施設のことに関して、私も教育長と全く同感で、燃料と電気を使って遊んでいる場合じゃないと思いますが、学校の体育館の開放については既に開放しないという通達が出ているということを知ったんですけれども、市長部局と足並みをそろえるという意味で、ただいま決定が出たということで、そちら

のほうをまた開放するということが必要になってくるんでしょうか。

教育総務課長 学校開放につきましては、ほかと足並みをそろえる部分もありますから、夜の部分になりますので、開放はとんでもないということで、とめました。ですから、これはほかの施設と同様の扱いになると思います。

教育長 小学校の昼間の体育館はどうなっていますか。

教育総務課長 授業で使用しています。

教育長 日曜日は。

教育総務課長 日曜日は貸さないということでやりました。これは電気の部分もありますので、教育委員会としては、教育委員会の教育施設ですので、適切ではないということで、とめました。ただし、校庭はそれぞれあいていますので、その部分については、電気を使わない部分として、これは貸すということで許可をさせていただいて実施しています。

教育長 スポーツ振興課長、大丈夫ですか。小学校の体育館の昼間の土日の貸し出しを、教育総務課長はそういうふうに言ったけど、学校開放でしょう、それは。

スポーツ振興課長 はい、そうです。

教育長 昼間は貸さないっていうことは整理がつかますか。話をして決めたのですか。何で大丈夫なのかよくわからないけど。

加藤委員 足並みがそろっていない気がしますけど。

教育総務課長 そもそも学校開放については、教育施設について市民の社会教育の部分で開放するということでやっています。その部分については、学校管理者のほうで貸し出し等を統制する。通常の公民館ですとか図書館ですとかはそれのためのものですから、それは統一するべきだと。ただ、学校開放は、授業で使うもの、その部分のところを余剰として貸し出しているから、この部分では変えてもいいんじゃないか。ましてや、計画停電をしている中で、学校の部分でも授業中でも停電してしまうと、そういうものを整理したときに、なぜ土日でも体育館を使わせる必要があるのかというようなことで、それぞれ担当課と相談をさせていただいて、統一しましょうということで決定させていただきました。

教育長 私が反論すれば幾らでも反論できるような説明で、まだちょっと一つ足りないことがあるようなので、後で整理してください。

教育総務課長 はい。

望月委員長職務代理者	それでは、一応ここで終わりたいと思います。続きまして、 秘密会に入りたいと思います。 [午後4時10分]
	[削除]
望月委員長職務代理者	以上をもちまして教育委員会議を終わります。ご苦労さまで した。 [秘密会午後4時30分終了]